POINT

安心の添乗員同行！

さん太ツアー 検索

大阪公演バスツアー

お母さんいつまでも元気でね！

第20回

母に感謝のコンサート

出　演　森山良子／南こうせつ／由紀さおり・安田祥子／秋川雅史　他

出発日　2026年 5/10 (日)

旅行代金　お一人様（大人・子供同額）　**29,800円**

※未就学児童の方の参加はご遠慮ください。

山陽新聞ＩＤ・さん太クラブ会員割引500円引

■最少催行人員:20名　■添乗員:同行いたします　■食事条件:なし
■利用バス会社:両備ホールディングス㈱（両備バス）、岡山交通㈱、岡山電気軌道㈱、両備高速㈱、東備バス㈱、稲荷交通㈱、㈱美袋交通、東洋実業㈲
■バスガイド:乗務いたしません

日次	スケジュール	食事
1	倉敷駅北口8:40発＝山陽新聞さん太広場9:30発＝岡山市営駅南駐車場9:40発＝赤磐下市バス停10:10発＝（高速道）＝ **『第20回 母に感謝のコンサート』** **★全席指定★** **【会場：大阪城ホール】** **開場13:00／開演14:00（公演時間：約3時間予定）** ＝（高速道）＝赤磐下市バス停20:00頃着＝岡山駅西口20:30頃着 【ご案内】バスの運行管理上の関係で、復路は「岡山駅西口」までの運行となります。 「山陽新聞社さん太広場」「倉敷駅北口」へは参りませんので、予めご了承ください。	×

●運輸機関の遅延・欠航、交通渋滞その他の不可抗力の事由により到着・帰着時間が変更となる場合がございます。その場合、旅行日程の変更、もしくは目的地滞在時間の短縮または一部削除させていただく場合もございます。●貸切バスは大型バスを利用する予定ですが、ご参加の人員により予告なしに中型バスまたは小型バスを利用させていただく場合がございます。バス座席は、基本お申し込み順とさせていただいております。

SANTA TOUR

※旅行条件、旅行代金の算出基準日2025年11月5日
※写真は全てイメージです

旅行条件（要旨）※お申込になる前に必ずお読みください。

●募集型企画旅行契約：(1)この旅行は、山陽新聞旅行社（岡山市北区柳町2-1-1　観光庁長官登録旅行業第1480号）（以下「当社」といいます）が実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。旅行条件は下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書（全文）、出発日迄にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面及び当社旅行契約の部によります。
●お申込み方法と契約の成立時期：当社所定の旅行申込書（以下「旅行申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、下記の申込金を添えてお申込みください。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。電話･郵便･ファクシミリ･インターネット等でお申込の場合、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して原則として8日以内に申込書の提出と申込金のお支払いをしていただきます。尚、お申込金のお支払いが確認された時点でお申込みとして取り扱います。

国　内

国内申込金一覧表

旅行代金（お一人様）	1万円未満	3万円未満	6万円未満	10万円未満	15万円未満	15万円以上
申込金	2,000円	6,000円	12,000円	20,000円	30,000円	旅行代金の20%

●お申込みの条件：未成年の方のお申込は保護者の同意書が必要です。満75歳以上の方は医師の診断書の提出をお願いする場合があります。いずれの場合もお断りさせていただくか、同伴者の同行を条件とさせていただく場合があります。
●旅行代金の適用：参加されるお客様のうち満12歳以上は大人料金、満6歳以上（航空機利用コースは満3歳以上･クルーズ利用コースは満2歳以上）12歳未満の方は子供料金になります。
●旅行代金に含まれないもの：本パンフレットに含まれている旨表示してある交通費・観光料金・宿泊料金・食事料金・添乗経費・その他特記事項にかかる経費以外は本ツアーには含まれていません。通常お客様が必要と思われるその一部を表示します。(1)超過手荷物料金(2)クリーニング代･電報電話料･ホテルボーイ･メイド等に対する心付け、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料(3)ご希望者のみ参加されるオプショナルツアー（別途料金の小旅行）の料金(4)傷害、疾病に関する治療費
●旅行契約内容･代金の変更:当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送･宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運航計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約の内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予測される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃･料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当る日より前にお客様にその旨を通知します。
●お客様による旅行契約の解除：ア）お客様はいつでも、次に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。

日帰り取消料	旅行開始日の前日から起算して			旅行開始日の前日	旅行開始日の当日	旅行開始後の解除及び無連絡不参加
	11日前まで	10日～8日前	7日～2日前			
	無　料	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

宿泊取消料	旅行開始日の前日から起算して			旅行開始日の前日	旅行開始日の当日	旅行開始後の解除及び無連絡不参加
	21日前まで	20日～8日前	7日～2日前			
	無　料	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

※旅行代金が所定に期日まで入金がなく、当社がお申込をお断りした場合も上記の取消料をお支払いいただきます。
イ）お客様は下記に該当する場合は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
（一部例示）(1)旅行契約内容に以下に例示する重要な変更が行われたとき。a.旅行開始日または終了日の変更、b.観光地・観光施設・その他の目的の変更、c.運送機関の種類または運送会社の変更、d.運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更、e.宿泊施設の変更、f.宿泊施設の客室の種類･施設･景観の変更。(2)旅行代金が増額された場合。(3)当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。(4)当社が責に帰すべき事由により、当社の旅行日程通りの実施が不可能になったとき。
●最少催行人員:お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかった場合は中止することがあります。この場合は旅行開始日の前日から起算して、13日目（日帰り旅行については、3日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知し、お預かりしている旅行代金は、全額お返しします。
●当社の責任:当社はお客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、一定の補償金及び見舞金を支払います。
●旅程保証:当社は、別表①に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。（又は、お客様の了承の上、同等以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。）

別表①　変更補償金（率）

変更保証金の額=1件につき下記の率 × 旅行代金 当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
[1]パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
[2]パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます）その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
[3]パンフレット又は確定書面に記載した運輸機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット又は確定書面に記載した等及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0%	2.0%
[4]パンフレット又は確定書面に記載した運輸機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
[5]パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
[6]パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
[7]パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
[8]パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
[9]上記[1]～[8]に掲げる変更のうち募集パンフレット又は確定書面のツアー･タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注１：パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
注2：[9]に掲げる変更については、[1]～[8]の料率を適用せず、[9]の料率を適用します。
注3：1件とは、運輸機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。
注4：[4][7][8]に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1変更として取り扱います。
注5：[3][4]に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取扱います。
注6：[4]運送機関の会社名の変更、[7]宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。
注7：[4]運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

(2)当社は天災地変等の免責事由の場合は、変更補償金及び見舞金をお支払いいたしません。(3)変更補償金の額は、お客様おひとりに対して旅行代金15%を限度とします。また、変更補償金の額が千円未満であるときは、お支払いいたしません。
●お客様の責任：お客様の故意又は過失、法令または公序良俗に反する行為または当社旅行業約款の規定を守らないことにより当社が被害を被った場合、当社は当該のお客様から損害賠償を申し受けます。

海　外

海外申込金一覧表

旅行代金（お一人様）	15万円未満	15万円以上30万円未満	30万円以上
申込金	20,000円以上旅行代金まで	30,000円以上旅行代金まで	50,000円以上旅行代金まで

●お申込みの条件：未成年の方のお申込は保護者の同意書が必要です。満75歳以上の方は医師の診断書の提出をお願いする場合があります。いずれの場合もお断りさせていただくか、同伴者の同行を条件とさせていただく場合があります。
●旅行代金の適用：参加されるお客様のうち12歳以上は大人料金、満2歳以上12歳未満の方は子供料金になります。特に表示のない限り子供代金適用のお客様の食事は大人と同一のものとなります。なお、ツアーとして設定はありませんが、満2歳未満のお客様の参加の場合は該当区間の正規航空運賃となります。
●旅行代金に含まれないもの：本パンフレットに含まれている旨表示してある交通費・観光料金・宿泊料金・食事料金・添乗経費・その他特記事項にかかる経費以外は本ツアーには含まれていません。通常お客様が必要と思われるその一部を表示します。(1)超過手荷物料金(2)クリーニング代・電報電話料・ホテルのボーイ・メイド等に対する心付け、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税･サービス料(3)お客様のご都合によりお一人部屋を使用される際の追加料金(4)ご希望者のみ参加されるオプショナルツアー（別途料金の小旅行）の料金(5)日本国内の空港施設利用料(6)旅行行程中の空港税等(7)燃油付加運賃等(8)渡航手続関係諸費用（旅券印紙代、旅券申請書作成手数料、予防注射代、査証代、査証取得手続料等）(9)傷害、疾病に関する治療費
●旅行契約内容・代金の変更：当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約の内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当る日より前にお客様にその旨を通知します。
●お客様による旅行契約の解除：ア）お客様はいつでも、次に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。
※旅行代金が所定に期日までに入金がなく、当社がお申込をお断りした場合も上記の取消料をお支払いいただきます。
イ）お客様は下記に該当する場合は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
（一部例示）(1)旅行契約内容に以下に例示する重要な変更が行われたとき。a.旅行開始日または終了日の変更、b.観光地・観光施設・その他の目的の変更、c.運送機関の種類または運送会社の変更、d.運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更、e.宿泊施設の変更、f.宿泊施設の客室の種類・施設・景観の変更(2)旅行代金が増額された場合、(3)当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合(4)当社が責に帰すべき事由により、当社の旅行日程通りの実施が不可能になったとき。
●最少催行人員：お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかった場合は中止することがあります。この場合は旅行開始日の前日から起算して、23日目（ピーク時については33日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知し、お預かりしている旅行代金は、全額お返しします。

定期便利用（取消料）

ピーク時のみ適用	通　常　期		
旅行開始日の前日から起算して		旅行開始日の前々日～旅行開始日の当日	旅行開始後の解除及び無連絡不参加
40～31日前	30～3日前		
旅行代金の10%	申込金の金額 但し旅行代金の20%以内	旅行代金の50%	旅行代金の100%

※ピーク時とは4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日

チャーター便利用（取消料）

旅行開始日の前日から起算して				
91日前まで	90～31日前	30日～21日前	20日～4日前	3日前～当日又は無連絡不参加
無料	申込金の金額 但し旅行代金の20%以内	旅行代金の50%	旅行代金の80%	旅行代金の100%

●当社の責任：当社はお客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、一定の補償金及び見舞金を支払います。
●旅程保証：当社は、別表①の左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。（又は、お客様の了承の上、同等以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。）
※別表①変更補償金の内訳については国内と同じです。
(2)当社は天災地変等の免責事由の場合は、変更補償金及び見舞金をお支払いいたしません。(3)変更補償金の額は、お客様おひとりに対して旅行代金の15%を限度とします。また、変更補償金の額が千円未満であるときは、お支払いいたしません。
●お客様の責任:お客様の故意又は過失、法令または公序良俗に反する行為または当社旅行業約款の規定を守らないことにより当社が損害を被った場合、当社は当該のお客様から損害賠償を申し受けます。

★この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

★総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく表記の総合旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

個人情報の取扱について(1)山陽新聞旅行社（以下「当社」といいます。）は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送･宿泊機関等（主要な運送･宿泊機関等については当パンフレット記載の日程表及び別途契約書面に記載した日までにお送りする確定書面に記載されています。）の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続（以下「手配等」といいます。）に必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様の買い物の便宜のために必要な範囲内で、それら運送･宿泊機関等、保険会社、土産品店等に対し、お客様の氏名、パスポート番号を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。お申し込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。このほか、当社では、旅行保険等旅行に必要な当社と提携する企業の商品やサービスの御案内、当社の商品やキャンペーンの御案内のために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。(2)当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病があった場合で国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。

お問い合わせ・お申し込み

•観光庁長官登録旅行業第1480号 •(一社)日本旅行業協会正会員

旅行企画実施 山陽新聞旅行社

☎(086)803-8220 FAX(086)803-8219
https://santatour.jp/

営業時間／月～金曜日10:00～16:00（土･日･祝日は休み）
※サービスセンター（店頭受付）は10:00～13:00、14:00～16:00の営業となります。
㈱山陽新聞事業社 〒700-0904 岡山市北区柳町2丁目1番1号 総合旅行業務取扱管理者 藤原伸一

受託販売